

13 制度の公正な運営

【推進の視点】

介護保険制度の円滑な運営を図るため、道民の十分な理解を得るよう、制度の普及が必要であり、常に適切な情報を提供することが重要です。

また、介護サービスが、公正かつ公平に提供される必要があります。

【推進方策】

- ・介護保険制度について、一層の理解促進を図るため、市町村と連携しながら、各種広報媒体やホームページ等を活用し、道民に対する制度に関する情報提供の充実を図ります。
- ・「北海道介護保険審査会」において、被保険者等の請求に基づき、保険料賦課等の行政処分の審査を行います。
- ・要介護認定が円滑かつ適正に行われるよう、認定調査員や介護認定審査会委員、主治医に対する研修を行います。
- ・市町村等の介護保険運営に対して、法に基づく財政支援を行うとともに、介護保険制度の適正かつ安定的な運営に向けて、技術的な助言を行います。

関連事業名	実施主体	概要
介護保険推進事業	道	保険者に対する指導監査の実施、介護給付費適正化事業に対する助成等
介護保険審査会運営事業	道	被保険者等の請求による保険料賦課等の行政処分に対する審査
認定調査員等研修事業	道	要介護認定調査員、介護認定審査会委員、主治医等に対する研修
介護保険給付費負担金	市町村	介護給付及び予防給付に要する費用に対する負担金
介護保険財政安定化基金積立金	道	介護保険財政安定化基金の積立て

14 低所得者対策の充実

【推進の視点】

高齢化の進展による介護需要の増加に伴って、介護費用の増高や保険料水準の上昇が避けられない中、制度を持続可能なものとするため、高額介護サービス費の負担上限額や、現役並み所得者の3割負担の導入など、費用負担のあり方が見直される一方で、低所得者に対する保険料軽減の充実が求められています。

また、道内の社会福祉法人が行う利用者負担軽減への助成は135市町村（令和元年度）に止まっており、この制度の趣旨や制度内容の周知、普及に努める必要があります。

さらに、地域包括ケアシステムを推進していく上で、住まいの確保が重要なことから、無料又は低額な料金で利用できる軽費老人ホームの利用を促進し、その運営を支援していく必要があります。

【推進方策】

- ・第1号被保険者の保険料は、保険者において、各保険料段階の保険料率の設定及び課税層の段階数を増やす多段階設定が可能とされており、被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課する観点から、その実施について保険者に周知します。
- ・世帯非課税の被保険者に係る介護保険料の軽減に要した費用を負担します。
- ・社会福祉法人等が行う利用者負担の軽減等に対して市町村が助成する場合は、その負担の一部について、国の要綱に基づき助成するとともに、社会福祉法人等が行う利用者負担の軽減制度や高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費の支給制度について、一層の活用促進が図られるよう、市町村や利用者等に対して制度の趣旨や内容を周知します。
- ・介護保険サービスが、低所得者にとってより利用しやすいものとなるよう、適切な第1号被保険者の保険料の設定や利用者負担の軽減について、引き続き国に要望します。
- ・居宅での生活が困難な高齢者が、無料又は低額な料金で入所する軽費老人ホーム・ケアハウスの運営を支援します。
- ・身体的、精神的又は経済的な理由により、自宅での日常生活が困難な高齢者を養護老人ホームへ入所させて、食事提供や機能訓練、その他日常生活に必要な支援を行う市町村の措置を支援します。

関連事業名	実施主体	概要
介護保険料軽減負担金	市町村	低所得者（世帯非課税）の保険料軽減に要する費用に対する負担金
軽費老人ホーム運営費補助金（再掲）	団体	軽費老人ホームの入居者負担額の減免に対する助成

15 給付と費用の適正化の推進

【推進の視点】

介護給付費等の増大が見込まれる中、介護保険制度の円滑な運営を維持していくためには、介護予防や自立支援・重度化防止の観点も含め、介護給付費の適正化を図り、利用者に対する適切な介護サービスの提供に努める必要があります。

また、介護保険制度を持続可能なものとしていくためにも、市町村が行う要介護認定やケアプランの点検など、介護給付適正化の取組を支援していく必要があります。

さらに、小規模市町村においては、介護保険を効率的、安定的に運営するため、サービス基盤の広域的な活用などの促進を図っていく必要があります。

【推進方策】

- ・適切なサービス確保と費用の効率化を図り、持続可能な介護保険制度の構築に向けて、要介護認定やケアプラン点検など介護給付の適正化に関する市町村の取り組むべき施策、道が支援する施策及びその目標を明確にし、適正化事業を推進します。
- ・北海道国民健康保険団体連合会が実施する「適正化システム」の活用など、効果的な事業実施事例等についての情報提供や助言等を通じて、市町村と連携した取組を推進します。
- ・市町村担当者の対応能力を高め、保険者として適正化事業への理解を深めるため、説明会・研修会を実施します。
- ・介護サービスの共同利用による安定した提供基盤の確保等について、必要な情報提供を行うほか、市町村間の連絡調整や助言等を行い、広域的な取組を支援します。

関連事業名	実施主体	概要
介護保険推進事業（再掲）	道	介護給付費適正化事業に対する助成等

16 適切な事業者指導と経営支援

【推進の視点】

介護サービス事業者に対する指導監督については、高齢者の尊厳を保持し良質なケアが提供される体制を継続させることにより介護保険制度への信頼性を維持し、持続可能性を高めるためにも重要であることから、適切な指導を実施するとともに、不正請求等に対しては厳正に対処していく必要があります。

また、今後、介護需要の地域格差や、人材確保の困難性が増すことなど、介護サービス事業者の経営環境に配慮しながら、介護現場での職場環境等の改善や業務の効率化などの取組を促進し、地域の介護サービスが維持されるように取り組む必要があります。

【推進方策】

- ・ 定期的な事業指導を行い、介護報酬の不正請求や、不適切なサービス提供の未然防止に努めるとともに、発生した際には指定の効力停止や指定の取消など厳正に対処します。
- ・ 市町村等が行う事業者指導事務等について、市町村等からの要請等があり、必要と認められる場合には、実地指導又は監査に同行し、指導監督業務が適切かつ円滑に行われるよう必要な支援を行います。
- ・ サービス事業者に対して、介護報酬の改正内容等の情報提供を行います。
- ・ 介護事業者や関係団体等で構成する介護現場の業務改善推進に向けた会議において、課題や対応方針について共通認識を図るなどし、少数の人員であっても、介護サービスの維持・向上を実現するマネジメントモデルとして、国が平成 30 年度に作成した「生産性向上に資するガイドライン」に沿った業務改善の取組を全道の介護事業所に普及します。(再掲)
- ・ 介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など労働環境の改善につなげるため、センサーによる見守りやタブレット端末による介護記録の電子化などを行う介護ロボットや I C T の導入促進を図ります。(再掲)
- ・ 業務改善のノウハウを普及推進するため、道が令和 2 年度に実施した生産性向上推進モデル事業等を通じて、蓄積した成果や好事例の周知に努めます。(再掲)
- ・ 国の専門委員会で検討が進められている介護分野の文書に係る負担軽減に関する取扱の方向性等を踏まえ、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及び I C T 等の活用を進めます。(再掲)
- ・ 介護職員の定着に向けて、エルダー・メンター制度の導入や効果的な O J T の実施などのため、様々な研修等を実施するとともに、離職理由の上位のひとつである人間関係や業務内容等に関する悩み・不満などに対応するための相談窓口の周知や充実に努めます。(再掲)

関連事業名	実施主体	概要
介護保険事業者等指導監督（再掲）	道	居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、介護保険施設に対する指導監査及び市町村等に対する指導
介護事業所生産性向上推進事業（再掲）	道	介護現場の業務改善推進に向けた会議を設置し、関係団体等と一体となって、生産性向上に資するガイドラインによる業務改善モデルを周知するなど、介護事業所の業務改善を推進
介護ロボット導入支援事業（再掲）	道	介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など労働環境の改善につなげるため、介護ロボットやICTの導入を促進
介護従事者定着支援事業（労働環境改善支援事業）（再掲）	道	介護事業所の管理者等を対象とした雇用管理改善や健康管理に関するセミナー、職場環境の改善に向けた相談支援の実施
介護職員等研修事業（エルダー・メンター制度導入支援研修）（再掲）	道	指導的立場や中堅職員に対するエルダー・メンター制度の導入やOJTスキル向上等に関する研修の実施
中小企業労働相談（再掲）	道	労働問題一般について、労働相談ホットラインにより労働者及び使用者からの相談に対応

17 計画の推進管理

【推進の視点】

この計画は、市町村計画におけるサービスの量の見込みを基に策定しているため、市町村計画の推進状況・分析評価を把握し、圏域ごとにこの計画の推進状況を点検、分析し、その結果に基づいた対策を実施する必要があります。

【推進方策】

- ・市町村自ら実施する分析評価を踏まえ、「介護保険事業状況報告」等により、要介護者等の数、居宅サービスや施設サービスの利用実績等を把握するとともに、各圏域に設置している高齢者保健福祉圏域連絡協議会において、市町村等との意見交換を行い、圏域ごとに分析評価し、計画推進に反映させていきます。
- ・特別養護老人ホームの必要入所定員総数や市町村が行う自立支援・重度化防止への支援などについて、数値目標を設定し、P D C Aサイクルに基づき、毎年度の施策の取組状況や数値目標の達成状況を外部有識者の意見を伺いながら評価し、ホームページ等により公表するとともに、その結果を市町村への支援策に反映していきます。
- ・道において、各圏域や市町村のサービス資源や利用実績、計画期間以降の人口動態やサービス需要の推計なども把握・分析し、小規模市町村や高齢者人口が減少する地域などにおいても、限りある地域の資源を有効に活用しながら、将来にわたり、必要なサービスを維持・確保できるよう、近隣圏域のサービス利用を含め、地域の実情を踏まえた対応策の検討を進めます。
- ・振興局においては、圏域単位で設置している高齢者保健福祉圏域連絡協議会などを活用して、複数市町村による施設・事業所の共同利用、事業の共同実施を促すなど、広域調整を図っていきます。

関連事業名	実施主体	概要
高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画推進	道	道計画の推進管理、市町村に対する支援、調整等

指 標

第8期計画における、数値目標は次のとおりです。

なお、目標値は、計画期間中（令和3年から令和5年）の「各年の値」、「3年間の合計の値」、「令和5年度末までの累積の値」のいずれかを示しています。

1 必要入所定員総数等

指 標	R5 年度末 必要入所定員総数（床）
・介護老人福祉施設	27,631
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3,048
・介護老人保健施設	16,868
・介護医療院	2,007
・介護専用型特定施設入居者生活介護	363
・地域密着型特定施設入居者生活介護	885
・混合型特定施設入居者生活介護	12,653
・養護老人ホーム	4,444

2 質の高いサービス提供体制の確保に関する目標

取 組 項 目	指 標	目標値（合計）
・一般道民を対象にした介護の仕事に関する普及啓発の実施	閲覧者数	25,000 人
・介護の仕事のイメージアップを図る説明会等の開催	参加者数	16,200 人
・児童生徒等を対象とした福祉・介護に関する体験学習等の実施	参加者数	6,000 人
・介護未経験者を対象とした介護に関する入門的な研修の実施	参加者数	630 人
・介護現場における周辺業務を担う人材の確保・育成	就業者数	600 人
・福祉・介護職場の体験機会の提供	参加者数	300 人
・介護未経験者に対する介護職員初任者研修の受講支援	修了者	780 人
・福祉人材センターの支援による介護職の就業	就業者数	604 人
・潜在有資格者等の介護保険事業所への紹介予定派遣の実施	派遣者数	420 人
・介護福祉士等を目指す学生への修学資金の貸付	貸付者数	300 人
・外国人留学生に学費・生活資金等の貸付を行う介護事業所の取組を支援	貸付者数	192 人
・介護ロボット導入支援事業費補助金による介護ロボット・ICT 機器の導入	事業所数	1,080 事業所
・介護事業所の労務管理や職場環境改善に関する相談支援	相談件数	600 回
・エルダー・メンター制度導入に向けた研修会の開催	参加者数	630 人
・外国人介護職員に介護技能や日本語の向上のための研修の実施	参加者数	300 人

取 組 項 目	指 標	目標値 (合計)
・介護事業所内に設置された保育所の運営支援	保育所数	18 事業所
・初任介護支援専門員 OJT 研修の開催	受講者数	150 人
・主任介護支援専門員フォローアップ研修の開催	受講者数	180 人
・主任介護支援専門員資質向上研修の実施	受講者数	630 人
・介護職員等のキャリア形成の促進に向けた研修会の開催	参加者数	48,000 人
・外国人の受入を検討する事業所への研修の実施	参加者数	1,440 人
・介護職員へのたん吸引等の研修会の開催	受講者数	1,470 人

3 地域特性に応じた地域包括ケアシステムの推進に関する目標

取 組 項 目	指 標	目標値
・自立支援・重度化防止に向けたリハビリ専門職の指導者養成研修の開催	受講者数	2,100 人 (合計)
・生活支援コーディネーター養成研修会の開催	受講者数	882 人 (合計)
・医師、介護支援専門員等の多職種連携協議会の開催	参加市町村数	179 市町村 (各年)
・在宅医療・介護連携に関する研修会の開催や技術的支援の実施	市町村数	179 市町村 (各年)
・かかりつけ医認知症対応力向上のための研修会の開催	受講者数	300 人 (合計)
・病院勤務の医療従事者認知症対応力向上のための研修会の開催	受講者数	480 人 (合計)
・看護職員認知症対応力向上のための研修会の開催	受講者数	480 人 (合計)
・認知症疾患医療センターの設置	医療機関数	30 箇所 (累積)
・歯科医療従事者認知症対応力向上のための研修会の開催	受講者数	540 人 (合計)
・薬剤師認知症対応力向上のための研修会の開催	受講者数	1,500 人 (合計)
・認知症サポーターの養成	人 数	670,000 人 (累積)
・認知症に関する相談先の周知	市町村数	179 市町村 (累積)
・地域における認知症カフェの設置	市町村数	179 市町村 (累積)
・認知症ケアパスの作成	市町村数	179 市町村 (累積)
・チームオレンジの整備	市町村数	179 市町村 (累積)
・地域包括支援センターの機能強化 (好事例の発信や関係者間の情報交換) の実施	参加市町村数	179 市町村 (各年)
・地域包括支援センター職員研修会の開催	受講者数	2,100 人 (合計)
・地域ケア会議等への広域専門員・リハビリ専門職等の派遣	回 数	336 回 (合計)
・介護予防に関する技術向上研修会の開催	受講者数	1,200 人 (合計)
・広域的地域ケア会議の開催	回 数	135 回 (合計)
・地域ケア会議司会者スキルアップ研修の開催	受講者数	540 人 (合計)
・地域ケア会議普及・啓発セミナーの開催	受講者数	600 人 (合計)
・地域リハビリテーション連携強化研修の開催	受講者数	2,100 人 (合計)

4 高齢者の生活基盤の充実と活躍支援に関する目標

取 組 項 目	指 標	目標値
・ 市民後見人の養成	人 数	4,400 人 (累積)
・ アクティブシニアの活躍支援に向けたセミナーの開催	参加者数	3,000 人 (合計)
・ 高齢者 (65 歳以上) の就業率	就業率	全国平均値以上 (各年)

5 介護保険制度の安定的な運営に関する目標

取 組 項 目	指 標	目標値
・ 「医療情報との突合」「縦覧点検」の実施	保険者数	156 保険者 (各年)
・ ケアプラン点検に関する研修会や技術的支援の実施	保険者数	156 保険者 (各年)
・ 適正化に取り組む保険者へのアドバイザーの派遣	保険者数	9 保険者 (合計)
・ 適正化システムに関する研修会の開催や技術的支援の実施	保険者数	156 保険者 (各年)